



2025年8月22日

各位

会社名 株式会社ファイバーク
代表者名 代表取締役社長執行役員 猪又 将哲
(コード番号: 9450 東証スタンダード 札証)
問合せ先 取締役専務執行役員 濱渦 隆文
経営企画本部長
(TEL. 011-204-6121)

取締役に対する株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、2025年8月22日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役に2021年より導入している株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の制度改定に関する議案（以下「本議案」）を2025年9月25日開催予定の第26期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の概要及び改定の理由

(1) 本制度の概要

本制度は、監査等委員である取締役以外の取締役については、取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することなどにより、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、監査等委員である取締役については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として導入された制度です。

本制度は、次の3つの制度が含まれます。なお、改定前の各制度の詳細は、2021年8月25日付け「取締役に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」の別紙1乃至3をご参照ください。

- I. 監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除きます。）を対象とし、役務提供期間を1年間として、当社グループの連結経常利益が計上されることを条件として、事前に定める算定方法により算定される数の当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を各役務提供期間終了後に交付する制度（以下「制度Ⅰ」といいます。）。
- II. 監査等委員である取締役以外の取締役（以下「対象取締役Ⅱ」といいます。）を対象とし、役務提供期間を2年間として、所定の当社株価成長率を超えることを条件として、事前に定める算定方法により算定される数の当社株式（譲渡制限付株式であり、以下「当社株式Ⅱ」といいます。）を各役務提供期間終了後に交付する制度（以下「制度Ⅱ」といいます。）。
- III. 監査等委員である取締役（以下「対象取締役Ⅲ」といいます。）を対象とし、役務提供期間を2年間として、所定の当社株価成長率を超えることを条件として、事前に定める算定方法により算定される数の当社株式（譲渡制限付株式であり、以下「当社株式Ⅲ」といいます。）を各役務提供期間終了後に交付する制度（以下「制度Ⅲ」といいます。）。

(2) 改定の理由

今般、当社及び当社競合他社を含む株式市場を取り巻く環境の変化及び昨今の経営環境の急速な変化に対応する必要性の増加に鑑みて、①制度Ⅱについては、対象取締役Ⅱの報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することなどにより当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めるという本制度の目的を、②制度Ⅲについては、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与するという本制度の目的をそれぞれ一層推進するため、本制度の内容を一部改定させていただきたく、本議案のご承認をお願いするものであります。なお、制度Ⅰは改定の対象ではありません。

2. 制度Ⅱの改定項目及び内容

制度Ⅱの改定項目及び内容は、以下のとおりです。制度Ⅱの他の内容等については変更はございません。

(1) 役務提供期間

ア 改定前

毎年の定時株主総会の開催日から2年後の定時株主総会の開催日までの期間

イ 改定後

毎年の定時株主総会の開催日から翌年の定時株主総会の開催日までの期間

(2) 制度Ⅱに基づく株式交付の条件

ア 改定前

制度Ⅱにおいては、各役務提供期間が終了し、以下の当社株式Ⅱの交付要件を満たした場合に、対象取締役Ⅱに当社株式を交付するものといたします。

- ① 役務提供期間中に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位として在任したこと
- ② 当社取締役会が定めた一定の非違行為がなかったこと
- ③ 役務提供期間開始日が属する当社の事業年度（以下「対象事業年度Ⅱ」といいます。）の当社株価成長率が1.0を超えたこと

なお、当社株価成長率は、以下の式により算出されます。

$$\text{当社株価成長率} = \frac{B \div A}{D \div C}$$

A:	対象事業年度Ⅱの直前事業年度の第4四半期における当社株式終値の単純平均値
B:	対象事業年度Ⅱの第4四半期における当社株式終値の単純平均値
C:	対象事業年度Ⅱの直前事業年度の第4四半期における東京証券取引所における同業他社の株式の普通取引の終値（以下「同業他社株式終値」といいます。）の単純平均値
D:	対象事業年度Ⅱの第4四半期における同業他社株式終値の単純平均値

※同業他社とは、事業内容や会社規模等を勘案し当社取締役会にて指定する会社群を指します。

- ④ 当社取締役会が定めたその他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められ

る要件

イ 改定後

制度Ⅱにおいては、役務提供期間が終了し、以下の当社株式Ⅱの交付要件を満たした場合に、対象取締役Ⅱに当社株式を交付するものといたします。

- ① 役務提供期間中に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位として在任したこと
- ② 当社取締役会が定めた一定の非違行為がなかったこと
- ③ 役務提供期間開始日が属する当社の事業年度（以下「対象事業年度Ⅱ」といいます。）の相対TSRが1.0を超えたこと

なお、相対 TSR は、対象事業年度Ⅱの当社株主総利回り（Total Shareholder Return (TSR)）を、同期間の TOPIX（配当込み）成長率と比較して算出され、相対 TSR、対象事業年度Ⅱの当社 TSR 及び同期間の TOPIX（配当込み）成長率は、以下の算定式により算出されます。

$$\text{相対 TSR} = \frac{\text{当社 TSR}}{\text{TOPIX(配当込み成長率)}} = \frac{(B + C)/A}{E/D}$$

- A： 対象事業年度Ⅱの初日の前日（同日を含む）の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値
- B： 対象事業年度Ⅱの末日（同日を含む）の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値
- C： 対象事業年度Ⅱにおける配当基準日に対応する当社株式1株あたり配当金の合計額
- D： 対象事業年度Ⅱの初日の前日（同日を含む）の直前3か月の各日の TOPIX（配当込み）の終値の平均値
- E： 対象事業年度Ⅱの末日（同日を含む）の直前3か月の各日の TOPIX（配当込み）の終値の平均値

- ④ 当社取締役会が定めたその他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

3. 制度Ⅲの改定項目及び内容

制度Ⅲの改定項目及び内容は、以下のとおりです。制度Ⅲの他の内容等については変更はございません。

（1）役務提供期間

ア 改定前

毎年の定時株主総会の開催日から2年後の定時株主総会の開催日までの期間

イ 改定後

毎年の定時株主総会の開催日から翌年の定時株主総会の開催日までの期間

(2) 制度Ⅲに基づく株式交付の条件

ア 改定前

制度Ⅲにおいては、各役務提供期間が終了し、以下の当社株式Ⅲの交付要件を満たした場合に、対象取締役Ⅲに当社株式を交付するものいたします。

- ① 役務提供期間中に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位として在任したこと
- ② 当社取締役会が定めた一定の非違行為がなかったこと
- ③ 役務提供期間開始日が属する当社の事業年度（以下「対象事業年度Ⅲ」といいます。）の当社株価成長率が1.0を超えたこと

なお、当社株価成長率は、以下の式により算出されます。

$$\text{当社株価成長率} = \frac{B \div A}{D \div C}$$

A: 対象事業年度Ⅲの直前事業年度の第4四半期における当社株式終値の単純平均値
B: 対象事業年度Ⅲの第4四半期における当社株式終値の単純平均値
C: 対象事業年度Ⅲの直前事業年度の第4四半期における東京証券取引所における同業他社の株式の普通取引の終値（以下「同業他社株式終値」といいます。）の単純平均値
D: 対象事業年度Ⅲの第4四半期における同業他社株式終値の単純平均値

※同業他社とは、事業内容や会社規模等を勘案し当社取締役会にて指定する会社群を指します。

- ④ 当社取締役会が定めたその他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

イ 改定後

制度Ⅲにおいては、役務提供期間が終了し、以下の当社株式Ⅲの交付要件を満たした場合に、対象取締役Ⅲに当社株式を交付するものいたします。

- ① 役務提供期間中に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位として在任したこと
- ② 当社取締役会が定めた一定の非違行為がなかったこと
- ③ 役務提供期間開始日が属する当社の事業年度（以下「対象事業年度Ⅲ」といいます。）の相対TSRが1.0を超えたこと

なお、相対TSRは、対象事業年度Ⅲの当社株主総利回り（Total Shareholder Return (TSR)）を、同期間のTOPIX（配当込み）成長率と比較して算出され、相対TSR、対象事業年度Ⅲの当社TSR及び同期間のTOPIX（配当込み）成長率は、以下の算定式により算出されます。

$$\text{相対TSR} = \frac{\text{当社TSR}}{\text{TOPIX(配当込み成長率)}} = \frac{(B+C)/A}{E/D}$$

A: 対象事業年度Ⅲの初日の前日（同日を含む）の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値

- B： 対象事業年度Ⅲの末日（同日を含む）の直前３か月の各日の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値
- C： 対象事業年度Ⅲにおける配当基準日に対応する当社株式１株あたり配当金の合計額
- D： 対象事業年度Ⅲの初日の前日（同日を含む）の直前３か月の各日のTOPIX（配当込み）の終値の平均値
- E： 対象事業年度Ⅲの末日（同日を含む）の直前３か月の各日のTOPIX（配当込み）の終値の平均値

- ④ 当社取締役会が定めたその他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

以上

以 上